

令和5年度 第1回古賀市国民健康保険運営協議会議事録

- 【会議の名称】 令和5年度第1回古賀市国民健康保険運営協議会
- 【日時・場所】 令和5年7月27日（木） 19:00～20:00
古賀市役所第2庁舎5階501会議室
- 【主な議題】
- (1) 令和5年度当初予算について
 - (2) 被保険者及び医療費について
 - (3) 国民健康保険税について
- 【傍聴者数】 0人
- 【出席委員】 竹村文男会長、芝尾郁恵会長代理、竹下文隆委員、武市尚久委員、
矢野洋子委員、三輪敏委員、中野恵里子委員、
(欠席委員：藤本芳博委員、永嶋恵美委員)
- 【事務局】 市民部長（柴田）、市民国保課長（中村）、国保係長（前田）、国保係（福原）、
健康介護課長（松尾）、健診指導係長（斉藤）
(庶務担当部署：市民国保課)
- 【配布資料】
- ・ 令和5年度当初予算（古賀市国民健康保険特別会計）
 - ・ 被保険者の状況
 - ・ 保険給付費の状況
 - ・ 国民健康保険税の状況
 - ・ 国民健康保険税（当初課税）状況
 - ・ 国保税の状況、今後の検討事項等
 - ・ 特定健診・特定保健指導について

【会議の内容】

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 令和5年度当初予算について

(2) 被保険者及び医療費について

(3) 国民健康保険税について

(資料説明：国保係長)

竹村会長：国としては、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、全国統一の保険料にするという完全統一を目指す方向性を持っていると思うが、このような指針が国から出された場合、現在想定されている県内の保険税率均一化のスケジュールに影響はないのか。次期の県運営方針の最終年度よりも早くなることはないか。また、事務局が示した2パターンの税率変更案はこういった内容を見越したものであるのか。

市民国保課長：最終的に国として全国どの市町村でも同一条件であれば保険税を統一するということを目指すことはあり得るが、まずは都道府県ごとに統一し、そのために来年度から6年間で納付金に反映する医療費水準に係る度合いを半分にしていこうというのが今の福岡県の議論の状況である。

竹村会長：福岡県の方針では目標年度は令和11年度だが、新たな国の方針が出たときに、急に前倒しになるようなことはないのか。具体的な期日等の方針はいつごろ明らかになるのか。

市民国保課長：仮にそのような国の方針が示された場合に、目標年度が早まるかどうかは現時点ではわからない。ただし現在自治体ごとに課題が異なることと、福岡県が6年計画を打ち出していることから急激な変更はないのではないかと考える。

竹村会長：福岡県に対し、令和11年度までの方針について、現状の想定から変更がないのか確認をしてほしい。その回答を受け、議論したい。

市民国保係長：次回開催までに確認する。

芝尾委員：福岡県が示す標準税率と国が示そうとしている標準税率に大きな差はあるのか。

市民国保課長：標準税率を算定する際の納付金の額は、国から示される係数を基に各都道府県が納付金の算定を行う。平成30年度以降はルール化されているため、前提となる納付金は統一されている。ただ、各市町村に納付金を振り分ける際に福岡県は医療費水準で差をつけており、6年かけてその差をなくしていく予定である。古賀市としては応益割・応能割の割合から県の水準に合わせていく必要がある。

三輪委員：60市町村同じ保険税率というのは、保険給付が低いところも同じ保険税率というであり、被保険者からすると公平とも言えるが、市町村から意見等はないのか。

市民国保課長：県も策定をしている段階で市町村の意見を聞くことがあるが、保険給付費の差を交付金等で補填するなどの議論が行われている。どの自治体でも保険税率が同一であるのが完全統一だが、その前に市町村ごとの医療費で納付金に差をつけない納付金ベースの統一をした上で、県内市町村からの意見等調整しながら順を追って完全統一を目指していくことになると考えられる。

4. その他

5. 閉会

【署名（古賀市国民健康保険条例施行規則第8条）】

会長	
会長の指名する出席委員	